

令和6年度 工事調達における総合評価落札方式 の運用ガイドライン 一部改定について

令和6年12月2日以降に公告する工事に適用

令和6年11月
企画部技術管理課

PDCAサイクルによる各種見直し

(1) 改定 災害活動実績・遠方地への支援活動実績

- 「災害活動実績」「遠方地への支援活動実績」を統合し、1項目での評価に改定

(2) 改定 ICT施工技術の活用 新設 インフラDXの取り組み実績

- 「ICT施工技術の活用」について、ICT土工・ICT河川浚渫工を評価対象外とし、ICT舗装工、ICT舗装工（修繕工）に限定した評価に改定
- 「BIM/CIM活用工事の実績」を廃止し、ICT活用工事の実績及び、BIM/CIM活用工事の実績を評価する「インフラDXの取り組み実績」を新設

(3) 改定 地域社会資本の維持管理実績

- 「維持修繕工事の施工実績」について、[企業の能力等 その他項目]における評価から[地域精通度]で「地域社会資本の維持管理実績」として評価することに改定

(1) 改定 災害活動実績・遠方地への支援活動実績

P

評価の内容：企業が行った災害活動支援を評価。①中部地整管内の災害活動実績は地域精通度、②遠方地の支援活動実績は企業の能力で評価。
適用開始年度：中部地整管内の災害活動実績：H19年度～ 遠方地への支援活動実績：R2年度～（分任官のみ）

D

自然災害の激甚化・頻発化等により、加点を受ける企業の割合は年々増加しており、約8割の競争参加者がいずれかの加点を受けている。
①中部地整管内の災害活動実績と②管外の遠方地支援活動の双方の実績のある入札参加者は約4割。

C

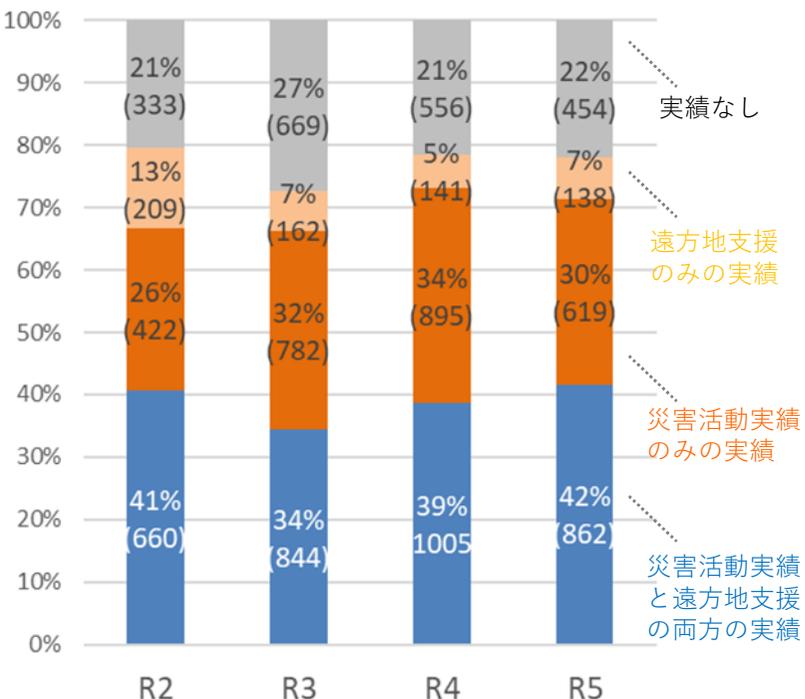
企業が行う災害支援実績を評価することで、積極的な参加を促す一定の効果がある。しかし、①②双方の評価基準が類似しているため、両方で加点を受ける企業数割合が高く、過剰な評価となっている。

A

中部地整管内、管外であるか問わず、災害活動実績を1項目として評価することに「改定」する。

<災害活動実績及び遠方地の支援活動実績の加点を受けた企業の割合※1>

<評価基準・加算点>



【R5GL】

配点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
災害活動実績	中部地整や中部地整管内事務所の要請による活動実績+表彰あり	中部地整以外の要請による活動実績あり+表彰あり	中部地整や中部地整管内事務所の要請による活動実績	中部地整以外の要請による活動実績あり	実績なし
遠方地の支援活動	中部地整や政府調達機関等の要請により中部地整管轄外での災害・支援活動の実績あり+表彰あり	—	中部地整や政府調達機関等の要請により中部地整管轄外での災害・支援活動の実績あり	—	実績なし

【R6GL】

配点	2点	1点	0点
災害活動実績	①中部地整や中部地整管内事務所の要請による中部地整管内・管外での災害・支援活動実績、または②政府調達機関等の要請による中部地整管内での同実績。	政府調達機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績。	実績なし

※1 双方を評価対象とした工事における入札参加者の割合、カッコ書きは企業数を示す。

(1) 改定 災害活動実績・遠方地への支援活動実績

運用GL > 3-5-4 企業の技術力等 > (7)災害活動実績

(7) 災害活動実績 【一部見直し】

中部地方整備局又は政府調達機関等^{※1}の要請を受けて、緊急的に実施した中部地整管内・管外での災害・支援活動実績がある場合に評価する。なお、政府調達機関等^{※1}の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価する。

評価対象工事種別	—
評価対象機関	—
評価対象期間	実施日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間（基準日の年度を含む）

- 鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等の支援活動も評価する。
- 要請書、協定書、契約書等の写し、もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等^{※1}の参加実績証明書の写し（活動内容、活動場所、活動日が確認できる資料）を必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。活動実績が元請ではなく下請である場合は、元請から下請への契約関係書類の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
- 直接的な活動実績のみを評価し、資材提供や資金援助等の間接的な活動は評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

※1：P. 82 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

(2) 改定 ICT施工技術の活用

P

評価の内容：ICT施工・i-Constructionの推進を目的に、過去に「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定型）、当該工事でICT施工技術を全面的に活用する計画がある場合に評価。適用開始年度：H23年度～

D

ICT活用工事のうち、ICT土工、ICT河川浚渫については、実施率が約8割～約10割で推移。ICT舗装工、ICT舗装工（修繕工）については、対象工事数も少なく、約5割程度にとどまっている。

C

「ICTの全面的な活用」の実施要領等^{※1}において、ICT土工、ICT河川浚渫工の普及に伴い、**施工者希望Ⅰ型が廃止され、総合評価落札方式において加点措置を行わないこととされた。**

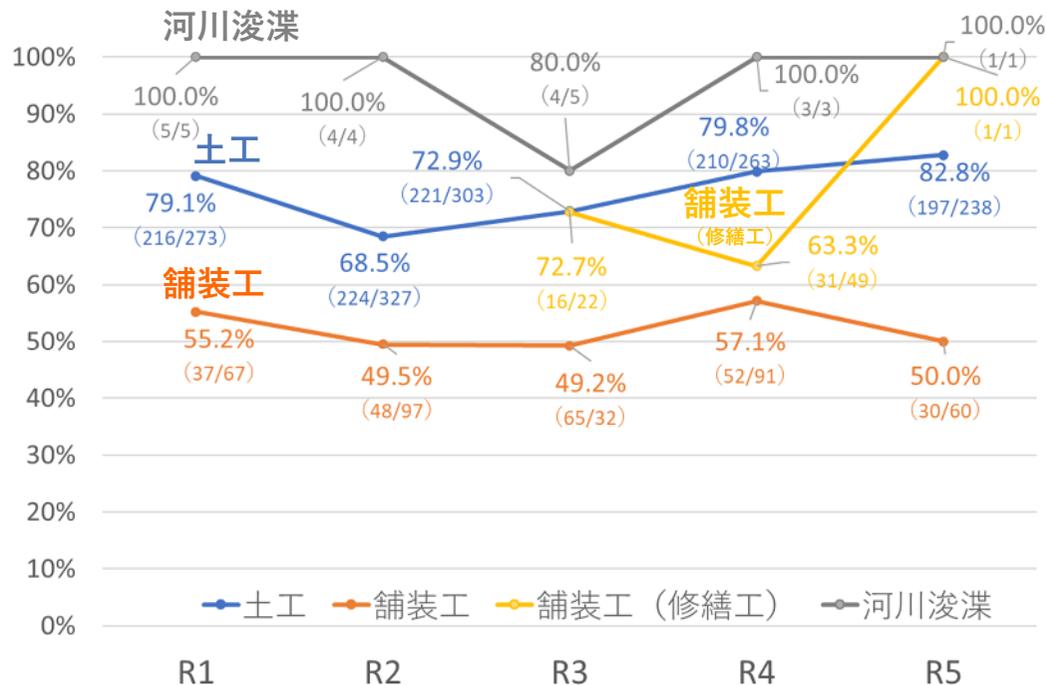
A

実施要領等で施工者希望型による評価がある**ICT舗装工及びICT舗装工（修繕工）に限り加点評価を継続**。ICT土工及びICT河川浚渫工については、**普及状況が一定水準以上となったことを踏まえ、「廃止」する**。これに替え、新設“インフラDXの取り組み実績”でICT実績評価する。

※1: 「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の実施要領等について（R6/3/26 国技建管第17号 国技建調第2号 国技施第35号）

< ICT活用対象工事におけるICT施工実施率の推移^{※2} >

< 評価基準・加算点 >



【 R5GL 】

ICT施工技術の活用	R5GL
ICT土工（発注者指定Ⅱ型）	実施 2点
ICT土工（施工者希望Ⅰ型）	実施 2点
ICT舗装工（施工者希望Ⅰ型）	実施 2点
ICT河川浚渫工（施工者希望Ⅰ型）	実施 2点
ICT舗装工（修繕工）（施工者希望Ⅰ型）	実施 2点

【 R6GL 】

R6GL	備考
廃止	新設評価項目 “インフラDXの 取り組み実績” で実績評価
廃止	
継続 1点	
廃止	
継続 1点	

※2 ICT活用工事におけるICT施工を実施した割合。
グラフ中のカッコ書は実施工事件数/対象工事件数を示す。

(2) 新設 インフラDXの取り組み実績の評価

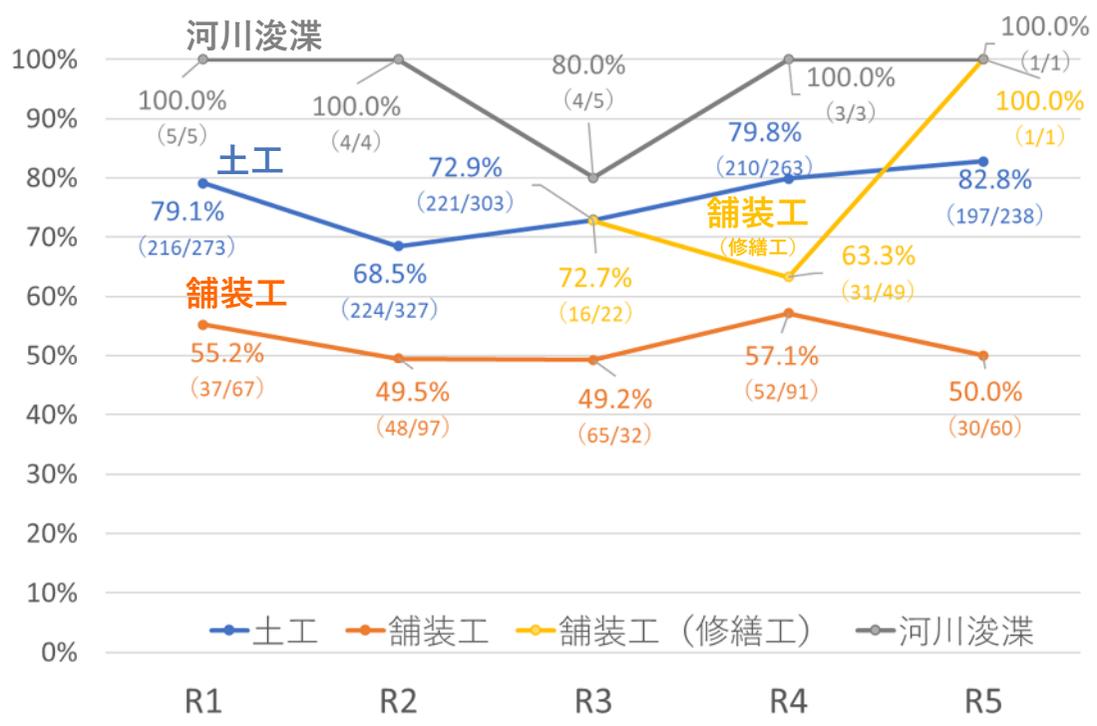
改定内容

○元請けとして完成・引き渡しが完了した「ICT施工技術を活用した実績」または、「BIM/CIM活用工事の実績」がある場合に評価する。

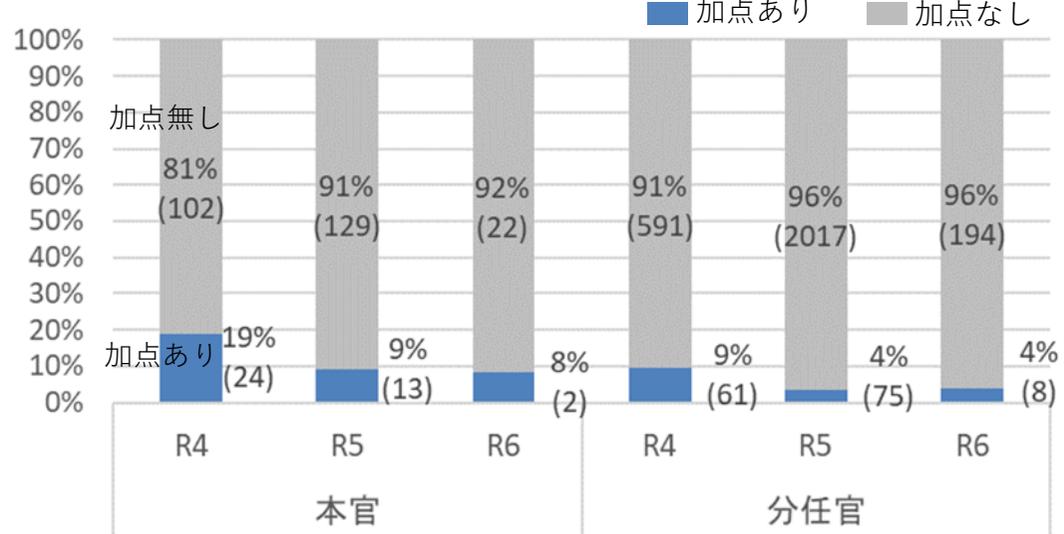
- 「ICTの全面的な活用」の実施要領等^{※1}において、ICT土工、ICT河川浚渫工の普及に伴い、施工者希望I型が廃止され、総合評価落札方式における加点措置を行わないこととされた。
- これに替え、インフラDX（ICT施工及びBIM/CIM活用）に積極的に取り組み、実績を多く持つ企業を評価し、生産性向上、技術力向上の推進を図る。

※1: 「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の実施要領等について（R6/3/26 国技建管第17号 国技建調第2号 国技施第35号）

< ICT活用対象工事におけるICT施工実施率の推移^{※2} >



< BIM/CIM活用対象工事における実績加点を受けた企業の割合^{※3} >



※3 評価対象工事における全入札参加者に対する加点割合。カッコ書は企業数を示す。

< 評価基準・加算点 >

インフラDXの取り組み実績	配点
2件の施工実績	1点
1件の施工実績	0.5点

※2 ICT活用工事におけるICT施工を実施した割合。
グラフ中のカッコ書は実施工事件数/対象工事件数を示す。

運用GL > 3-5-4 企業の技術力等 > (18)インフラDXの取り組み実績

(18) インフラDXの取り組み実績 **【新規追加】**

元請けとして完成・引き渡しが完了したICT活用工事またはBIM/CIM活用工事の実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	国土交通省
評価対象期間	工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事

- ICT活用工事とは、過去に「MC、MG」を活用した施工を行った工事をいう。
- BIM/CIM活用工事とは、BIM/CIM適用工事実施要領（国土交通省 技術調査課）に基づき、BIM/CIM実施報告書の提出が行われた工事をいう。
- ICT活用工事の実績は、契約書・施工計画書・施工後のアンケート調査票等の写し等（工事名・工期・会社名・「MC、MG」を活用した施工実績を証明できる書類）を必ず添付するものとし、添付がない場合や提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。
- BIM/CIM活用工事の実績は、契約書・BIM/CIM実施報告書等（工事名・工期・会社名・活用した施工実績を証明できる書類）を必ず添付するものとし、添付がない場合や提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。
- 特定の者のみの実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

(3) 改定 地域社会資本の維持管理実績

P

評価の内容：維持修繕工事等への積極的な参画を促すため、その施工実績を有する企業を評価。
適用開始年度：R1GL～

D

R4GLまでは、中部地整以外の県市町村における実績も評価していたため、約9割超の加点評価。それを踏まえ、R5GLからは、中部地整の維持修繕工事等の施工実績のみを評価することに改定し、約6割の加点評価に改善。

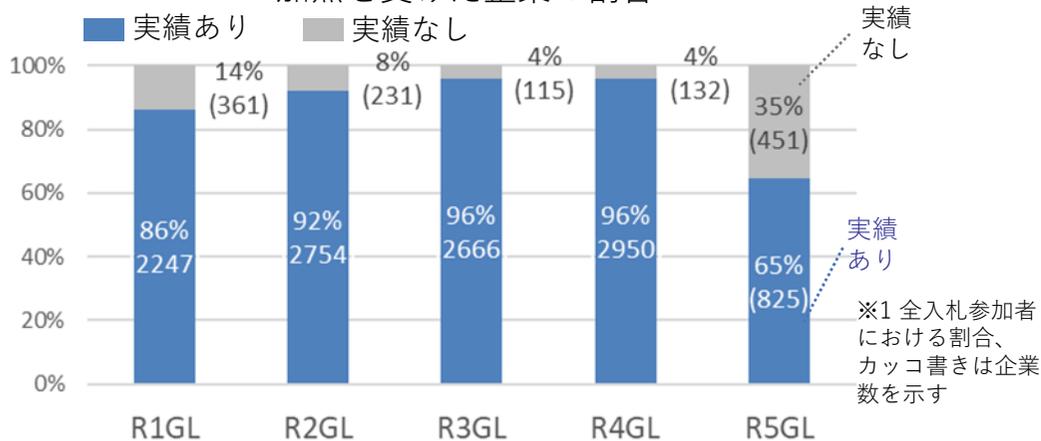
C

維持修繕工事の平均入札参加者数は、約4者未満であり、改善傾向はみられるものの、全工種平均の約5社に比べ約2割低い。また、**維持修繕工事の約3割（参加者確認型含む）が1者応札工事**であり、**維持修繕工事への積極的な参画が推進されていない**。

A

本評価項目は「継続」する。なお、地域における災害時対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われることを目的とした品確法の観点から、**地域精通度にて「地域社会資本の維持管理実績」として評価することに変更する**。

< 加点を受けた企業の割合※1 >



< 工種別の1者応札工事の割合 >

	2019	2020	2021	2022	2023
一般土木	11%	12%	10%	9%	8%
As	11%	5%	12%	7%	9%
鋼橋上部	9%	18%	0%	0%	0%
PC	0%	13%	10%	0%	17%
維持修繕	47%	45%	29%	31%	27%
全工種	22%	21%	18%	17%	18%

< 評価基準・評価点 >

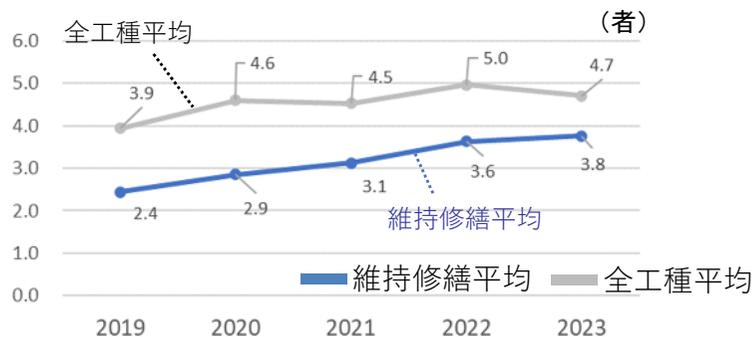
【 R5GL 】

維持修繕工事等の施工実績※2	配点
中部地方整備局発注の「 経常維持工事「24時間体制」 」の実績有	3点
中部地方整備局発注の「 経常維持工事 」の実績有	2点
中部地方整備局発注の「 その他工事 」の2件以上の実績有	1点

【 R6GL 】

改定
(地域精通度で評価)

< 工種別 工事当たり入札参加者数 >



※2 本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価。本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象

(3) 改定 地域社会資本の維持管理実績

運用GL > 3-5-4 企業の技術力等 > (11)地域社会資本の維持管理実績

(11) 地域社会資本の維持管理実績 【一部見直し】

本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って4年間に引き渡しが完了した工事

- 維持修繕工事等とは以下①～③をいう。

①経常維持工事「24時間体制」

平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、道路除雪（雪氷）工事、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む）、及び類する役務（業務）。

②経常維持工事

経常維持工事「24時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路清掃工事等）、及び類する役務（業務）。

③修繕・補修・改修工事等

既設構造物・施設等の補修、改修等を行った工事（橋梁補修、耐震補強、トンネル補修、構造物補修、交差点改良、歩道整備・設置（現道作業を伴う）、電線共同溝（現道作業を伴う）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等）の2件以上の工事实績。4件以上の工事实績がある場合、高く評価する。

- 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）以外の実績は評価しない。

- CORINSに登録されている施工実績の場合、契約書等の写しの添付は不要とする。CORINSの登録内容で維持修繕工事等の対象となる工事内容が明確にわからない場合は、工事内容が確認できる資料（契約書、図面、工事数量総括表、施工計画書等）を必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。現道作業を伴う工事の場合は、それが分かる施工計画書等の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。

運用ガイドラインにおける変更箇所の記事例

3-5-3 評価項目一覧 における変更箇所の記載例

3-5-4 企業の技術力等 における変更箇所の記載例 3-5-5 技術者の技術力 における変更箇所の記載例

評価項目	配点							
	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点	
企業の能力 (8点)	より同種性が高い	○						
	同種性が認められる		○					
	類似			○				
企業の工事実績	3点 81点以上	2.5点 80.5点以上 81点未満	2点 80点以上 80.5点未満	1.5点 79.5点以上 80点未満	1点 79点以上 79.5点未満	0.5点 77点以上 79点未満	0点 65点以上 77点未満 実績無し (見なし6.5点)	
表彰等 (最大2点)	優良工事表彰等	2点		1.5点	1点	0.5点	0点	
	安全工事表彰	1点		0.5点	0点	0点	0点	
	社会貢献等表彰	1点		0.5点	0点	0点	0点	
	地域内の拠点の有無	2点		1点	0.5点	0点	0点	
地域精通度 (最大7点)	災害活動実績	2点		1点	0.5点	0点	0点	
	災害対応力 (最大3点)	1点		0.5点	0点	0点	0点	
	BCP認定の有無	1点		0点	0点	0点	0点	
	ボランティアによる地域貢献	1点		0点	0点	0点	0点	
地域社会資本の維持管理実績	3点		2点	1点	0点	0点	0点	
	2点		0点	0点	0点	0点	0点	
新しい担い手技術者の活用	2点		0点	0点	0点	0点	0点	
	2点		0点	0点	0点	0点	0点	
ICT施工技術の活用	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
手携い工事	2点		1点	0点	0点	0点	0点	
	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
登録基幹技術者の配置	1点		0.5点	0点	0点	0点	0点	
	1点		0.5点	0点	0点	0点	0点	
担当技術者の資格	1点		0.5点	0点	0点	0点	0点	
	1点		0.5点	0点	0点	0点	0点	
インフラDXの取り組み実績	1点		0.5点	0点	0点	0点	0点	
	2点の施工実績		1件の施工実績	0点	0点	0点	0点	0点
自由設定項目 (1)	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
	1項目が該当		非該当	0点	0点	0点	0点	
自由設定項目 (2)	1点		0点	0点	0点	0点	0点	
	1項目が該当		非該当	0点	0点	0点	0点	
企業の工事実績 (マイナス評価)	中部地整(港湾空港関係)発注の令和4、5年度の工事実績で「60点未満」がある場合							

(7) 災害活動実績 【一部見直し】

中部地方整備局又は政府調達機関等^{※1}の要請を受けて、緊急的に実施した中部地整管内・管外での災害・支援活動実績がある場合に評価する。なお、政府調達機関等^{※1}の要請による中部地整管内での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価する。

評価対象工事種別	—
評価対象機関	—
評価対象期間	実施日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間（基準日の年度を含む）

- 鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等の支援活動も評価する。
- 要請書、協定書、契約書等の写し、もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等^{※1}の参加実績証明書の写し（活動内容、活動場所、活動日が確認できる資料）を必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。活動実績が元請ではなく下請である場合は、元請から下請への契約関係書類の写しを必ず添付するものとし、添付がない場合は、評価しない。
- 直接的な活動実績のみを評価し、資材提供や資金援助等の間接的な活動は評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

※1：P. 82 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

※評価内容の変更箇所は、運用ガイドラインの「3-5-3評価項目一覧」、「3-5-4企業の技術力等」、「3-5-5技術者の技術力」にて赤字やピンク着色で記載

1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp** 

件名 R6工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

-
-
-

(株) □□建設
 中部 太郎
 058-999-999

2 メールで回答

 中部地整 技術管理課 工事入札契約
cbr-gikan285@mlit.go.jp

以下のとおり回答します。

(回答)
 ○

3 過去の問い合わせ内容を公表

整備局トップ>入札・契約情報>工事
 > 工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm

番号	問い合わせ内容	回答
1	施工指定対象工事の実績について P57、P26において、企業、技術者の「同種・類似工事以外の施工実績も評価」及び基準日から遡って「2年以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表内の評価額の期間が「1年以内」となっている。申請時の注意事項のP24において、「同種・類似工事の実績」と同一工事、期間が「1年以内」となっている。表及び申請時の注意事項が間違っているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	3-5-4企業の実績力等 (12) 施工指定対象工事の実績、3-5-5技術者の技術力 (6) 施工指定対象工事の実績における評価対象期間は、工事実施の予定が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事となります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24について後日修正を行います。不備がありまして申し訳ありません。
2	維持修繕工事等の施工実績 定額維持修繕工事（24時間体制）を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、苗木維持工事・・・等、及び関係する設備業務）とありますが、 Q1: 工事内容「〇〇維持監視工事」等で「一般土木工事」の工種区分で発注され、工種として除草工等が含まれる場合には、②として認められるでしょうか。 Q2: 「維持修繕工事」の工種区分で発注される工事については、②として認められるでしょうか。	Q1: 日常的に施設維持を行う工事の工種区分で評価します。 Q2: 評価対象工事種別については設定していませんので、施工実績の工事工種による評価となります。
	新技術開発に関わる審査対象評価対象期間について ガイドラインP48の表では「本実施工事の発注前年度から遡って3年間」と記載されています。一方	3-5-4企業の実績力等 (22) 新技術開発に関わる受発注企業（WTOのみ評価）の評価対象期間は、「受発注関係の発注前年度から発注前年度の前年度まで」と記載されています。また、



- ・ 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- ・ 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。